

# 石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 22 号)

## 目 次

規 則	訓 令
知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	副知事の担任事項に関する規程の一部改正 (行政経営課) 1

## 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第十一号

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則 (平成十八年石川県規則第四十五号) の一部を次のように改正する。

本則中「第一順位 副知事山岸勇」を「第一順位 副知事中西吉明」に、「第一順位 副知事中西吉明」を「第一順位 副知事竹中博康」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 石川県訓令第 1 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程 (平成18年石川県訓令第13号) の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 1 条 第 2 号中「副知事山岸勇」を「副知事中西吉明」に改め、同条第 3 号中「副知事中西吉明」を「副知事竹中博康」に改め、クをケとし、キをクとし、力をキとし、才を力とし、工を才とし、ウを工とし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 危機管理監室に関する事項

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

